

入札説明書

令和2年4月13日付け公益財団法人堺市公園協会のホームページにより公告した飲料自動販売機(災害救援ベンダー)設置運營業務(A)～(F)の入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約事務担当

〒590-0803

堺市堺区東上野芝町1丁4番地3

公益財団法人堺市公園協会 (担当) 長井

電話 072-245-0070

FAX 072-245-0069

E-mail sakai-pa@siren.ocn.ne.jp

2 競争入札に付する事項

(1) 業務名称 飲料自動販売機(災害救援ベンダー)設置運營業務(A)～(F)

(2) 履行場所 堺市内の指定された場所(別紙仕様書のとおり)

(3) 履行期間 令和2年6月1日から令和3年3月31日までとし、設置及び撤去に要する期間を含むものです。

(4) 業務概要

堺市内の公園において、飲料の自動販売機(災害救援ベンダー。以下「自販機」という。)の設置運営を行うもの

※ 災害救援ベンダーとは、災害時にスイッチの切り替えで商品が無償にて提供できる自販機のことをいう。

業務の内容については仕様書による。

(5) 販売手数料最低条件

6エリアの中から希望する(A～F)の販売総売上額(消費税別)の20%(販売手数料 消費税別)以上を提案すること。

3 入札参加資格

本入札への参加資格は以下の条件を全て満たしていなければならない。

(1) 応募の日から過去2年間において、国・地方公共団体の管理施設(指定管理施設・外郭団体等国又は地方公共団体が直接管理しない施設は除く。)に、自らが管理運営する自販機の設置実績を有する者で、その間健全な経営を行っている者。かつ、当該実績を証明できる書類を提出することができる者。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び堺市契約規則(昭和50年規則第27号)第3条の規定に該当しない者かつ公益財団法人堺市公園協会契約実施細則第3条の規定に該当する者。

(3) 入札参加申込みの締切日から開札日までの間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱による入札参加停止又は入札参加回避(改正前の堺市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止又は指名回避を含む。)を受けていない者かつ公益財団法人堺市公園協会入札参加有資格業者の入札参加停止等に関する要綱に基づく入札参加等の措置を受けていない者。

(4) 会社更生法第17条に規定する更生手続き開始の申し立て(同法付則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係る同法第30条に規定する更生手続

き開始の申し立てを含む。)がなされている者、同法 174 条に規定する更生計画認可の決定(旧法第 223 条に規定する更生計画認可の決定を含む。)を受けていない者(同法 174 条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。)等、経営状態が著しく不健全なものでないこと。

- (5) 入札参加申込みの締切日から開札日までの間に、堺市契約関係暴力団排除措置要綱(平成 24 年制定、以下「排除要綱」という。)による入札参加除外(改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。)を受けていない者。また、排除要綱第 5 条第 2 号に規定する、大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等(改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。)を受けた当該通報に係る者でないこと。
- (6) 当該業務の入札者(契約に関する権限等を委任された受任者を含む)が、他の入札者(契約に関する権限等を委任された受任者を含む)を兼ねていないこと(同一代表者が複数の企業で同一業務に参加することができません。)
- (7) 組合や協会等の各種団体については、その構成員が当該業務に入札参加の申込みをしていないこと。
- (8) 設置者自らが自販機を設置し、継続して運営する資力、能力を有する者。
- (9) 堺市内に業務の拠点がある者。(堺市内に本社、支店等を有する者)
- (10) 災害時には迅速に自販機内の商品が無償で提供することが出来る者
- (11) 入札説明書で指定する書類をすべて提出できる者。
- (12) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者。
- (13) 環境への取り組み(リサイクル)に取り組んでいる者。

4 入札参加の申し込み

前記条件を全て満たし、当公園協会への入札参加を希望する者は入札関係書類を熟読の上、受付期間以内に応募に関する必要書類に必要事項を記入、押印(実印または使用印鑑届出印)し、提出書類を受付場所まで直接持参か一般書留又は簡易書留郵便にて期日までに提出してください。なおファックス、電子メールによる提出は受け付けません。

また、提出した書類に関し契約事務担当から質問等を受け説明等を求められた場合、それに応じなければならない。

なお、条件付一般競争入札参加申込書兼誓約書の様式は、当公園協会のホームページ(<http://www.sakai-park.or.jp/>)の入札情報より取得し、使用すること。

(1) 申し込み締め切り

令和 2 年 4 月 22 日(水) 午後 5 時 30 分必着

(2) 提出書類

- ア 条件付一般競争入札参加申込書兼誓約書
- イ 事業者(会社)概要
- ウ 入札書

(3) 提出先

〒590-0803

堺市堺区東上野芝町 1 丁 4 番地 3 公益財団法人堺市公園協会

5 質疑応答

仕様書等に関する疑義がある場合は、令和2年4月17日（金）午後5時30分までに電子メール e-mail (sakai-pa@siren.ocn.ne.jp) または FAX (072-245-0069) により質問の内容を契約事務担当に提出しなければならない。郵送(期限必着)又は持参も可。

質問に対する回答は、令和2年4月20日（月）までに回答する。

6 入札方式

本業務の入札方式は条件付一般競争入札とする。

7 選定方法等

(1) 参加資格要件を満たし、かつ最高の販売手数料（%）を提案した者。

(2) 開札日時及び場所

日時 令和2年4月27日（月）(A) 午後1時・(B) 午後1時30分・(C) 午後2時・

(D) 午後2時30分・(E) 午後3時・(F) 午後3時30分

場所 堺市堺区東上野芝町1丁4番地3 公益財団法人 堺市公園協会 2階会議室

(3) 開札への参加

(ア) 応募者（代理人を含む）の開札場所の入室は、1者1名とします。入室に当たっては①申込書兼誓約書のコピー及び②身分証明書（社員証・運転免許証等）を受付で提示ください。また、代理人が開札に参加される場合は、前記①②に加え、必ず応募者からの委任状を提出してください。なお、開札への参加の有無は、設置予定業者の決定に一切影響しません。

(イ) 応募者以外は、開札場所への立ち入りはできません。

(ウ) 応募者が開札に立ち会わない時は、当該事務に関係のない当公園協会職員が立会います。

(4) 同価の場合の取扱

開札の結果、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、その場で直ちにくじ引きにより落札者を決定します。

(5) 入札回数

入札回数は1回限りとする。地方自治法施行令第167条の8及び、公益財団法人堺市公園協会契約実施細則第21条に規定する再度入札は実施しない。

8 入札参加停止の措置等を受けた入札参加者または落札者について

公益財団法人堺市公園協会理事長（以下「理事長」という。）は、開札から落札決定までの期間において、入札参加者が次のいずれかに該当した場合は、落札者とししない。また、理事長は落札決定から契約締結までの期間において、落札者が次の（1）、（3）のいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことができ、次の（2）に該当した場合は契約を締結しない。

(1) 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱及び公益財団法人堺市公園協会入札参加資格業者の入札参加停止等に関する要綱に基づく入札参加停止又は入札参加回避（改正前の堺市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく入札参加停止又は入札参加回避を含む。）の措置を受けた場合

- (2) 入札参加申込の締め切り日から開札日までの間、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）の措置を受けた場合
- (3) (1)、(2)のほか、入札参加資格を満たさなくなった場合

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 当公園協会が定めた提出方法以外で入札書等を提出した場合は無効とする。
- (3) 当公園協会に提出する書類に虚偽の記載をした場合は、公益財団法人堺市公園協会入札参加資格業者の入札参加停止等に関する要綱に基づき入札参加停止等の措置を行うことがある。
- (4) 入札参加者は地方自治法、同法施行令、公益財団法人堺市公園協会契約実施細則、業務内容、仕様書、契約書（案）、入札説明書等の内容及びその他契約条件を熟知の上入札に参加すること。
- (5) 入札保証金 免除
ただし、落札者が正当な理由なく期限までに契約締結に応じない場合や、前項12の(1)から(3)のいずれかに該当し契約を締結しない場合は、違約金を徴する。
- (6) 契約保証金 免除
- (7) 入札の中止等
入札に関し、入札参加者が不正な行為を行った場合、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強い場合等、本入札を公正に執行することが出来ないと判断される場合は、入札の執行を延期又は中止することがある。
- (8) 入札の無効
次に掲げる入札は無効とする。
 - ア 入札に関する条件に違反した時。
 - イ 入札書の記載事項について、必要な文字を欠き、又は判明できないとき。
 - ウ 入札書に記名押印がないとき。
 - エ 入札額を訂正した入札。
 - オ ひとつの入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
 - カ 本件公告に示した入札に参加する資格のない者がした入札。
 - キ 本入札に係る書類に虚偽の記載をした者がした入札。
 - ク 入札者若しくはその代理人が他の代理人となり、又は数人共同して入札したとき。
 - ケ その他、公正な入札執行を阻害する入札。
 - コ 当公園協会が認める提出方法以外の方法で入札書を提出したとき。
 - サ 販売手数料最低条件を下回る数値で行った入札。
- (9) 契約の締結日
落札決定後、5日（土・日曜日、祝日を除く。）以内に契約を締結すること。

(10) 契約時に提出する書類

ア 業務運営計画書

イ 業務に使用する車両の自賠責保険証書及び任意保険証書の写し

ウ 損害賠償保険等加入の証書の写し（PL法関係含む。）

エ 業務責任者、緊急時の連絡体制表

オ 堺市の事業所税 納税証明書、また、免税になるときは、資産割、従業者割証明書